令和３年第１回函館市都市計画審議会　議事録

○　**開催日時**　：　令和３年５月１７日（月）　　１４：３０～１４：５６

○　**開催場所**　：　函館市企業局　４階大会議室

○　**出 席 者**

委　　員　：　１４名

函 館 市　：　　８名

○　**傍聴者**

報道関係者　１名

一般傍聴者　０名

次　　第

１　開　　会

２　議　　事

都市計画の決定・変更にあたっての審議

議案１　函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

（沿線１号通他２路線）

３　そ　の　他

⑴　函館市都市計画審議会運営要綱の制定および函館市都市計画審議会の公開に係る要領の改定

⑵　都市計画決定に係る報告

４　閉　　会

…… １　開　　会 ……

（都市計画課長）

お待たせいたしました，審議会開会前でございますが，事務局からご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染対策として，室内の換気やマイクの消毒などを行ってまいりますが，皆様方におかれましても会議中のマスクの着用や会議時間の短縮等にご協力をお願いいたします。

それでは佐々木会長よろしくお願いします。

…… (1) 傍聴者へ注意事項告知等 ……

（会長）

それでは定刻となりましたので，始めたいと思います。

本審議会においては，「函館市都市計画審議会の公開に係る要領」によって，写真，ビデオ等の撮影，録音などは禁止となっております。

このことにつきましては，会場の入口に掲示し，周知をしているところでございます。

…… (2) 審議会成立要件の確認 ……

（会長）

次に審議会成立の要件を確認したいと思います。

本日は，委員１５名のうち１４名に出席をいただいておりますので，委員の半数以上の出席の要件を満たし，本審議会が成立してございます。

それでは，令和３年第１回函館市都市計画審議会を開会いたします。

…… (3) 新委員の紹介 ……

（会長）

会議に入ります前に，このたび委員に交代がありましたので，交代のあった委員について，事務局から紹介してもらいます。

（都市計画課長）

「新委員の紹介」

…… **(4) 議事録作成の告知** ……

（会長）

つぎに，本審議会の議事録の作成について告知いたします。

本審議会におきましては，議論の内容が明確となるよう，逐語で作成しております。

議事録の作成方法につきましては，事務局で案を作成し，私を含む委員３名により会議内容と相違ないことの確認を行い，署名・捺印をもって完成としております。

また，完成した議事録については，発言者の氏名を表示せず，「委員Ａ，委員Ｂ，委員Ｃ」と書き換えたものを，函館市のホームページで公開しております。

…… **(5) 議事録署名人の指名** ……

それでは，本日の議事録署名人を決めたいと思います。

本日は，委員Ａと委員Ｂにお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

失礼しました，委員Ａ本日，欠席となりましたので，委員Ｃにお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

…… ２　議　　事 ……

…… 都市計画の変更にあたっての審議 ……

（会長）

それでは，議事に入ることといたします。

本日の議案は，令和３年４月２６日付けで，函館市長から当審議会に付議があった，議案１件でございます。

議案は，函館圏都市計画道路の変更でございまして，函館市が決定する案件でありますが，都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定に基づき，都市計画を変更することについて本審議会の議決を求められているものでございます。

議事の進め方ですが，まず，事務局から議案の内容を説明してもらい，次に，委員の皆様のご意見やご質問をお伺いすることとします。

それでは議案１の説明について，市からお願いします。

（都市計画課長）

それでは議案１の都市計画道路の変更のご説明をさせていただきます。

詳細につきましては，都市計画課石橋よりご説明いたします。

（都市計画課主査）

都市建設部都市計画課石橋と申します。

よろしくお願いいたします。

では，着席にてご説明させていただきます。

議案１「函館圏都市計画道路の変更」，「３・６・６８号沿線１号通の廃止」について，ご説明させていただきます。

このたび廃止することとなる「都市計画道路沿線１号通」は，昨年の11月２４日に，書面にて開催した都市計画審議会におきまして，北海道決定となる，「都市計画道路放射１号線の隅切り部を廃止するという一部区域の変更」の案の作成について審議をして頂いた案件に関連しておりまして，この放射１号線を変更する起因となった沿線１号通の廃止について，このたび市の決定において決定したく，議案をお諮りするものでございます。

では，議案１ページをご覧下さい。

こちらの上の段に【１．変更路線の概要】として記載しておりますが，こちらは，まず⑴として，こちらの表に記載している内容で決定されていた，都市計画道路３・６・６８号沿線１号通をこの度廃止するものでございます。

なお，沿線１号通の主な決定内容としては，こちら表にございます，位置は，海岸町から万代町までの区間で延長は１，８６０ｍ，代表幅員は８ｍという狭い幅員の都市計画道路となっております。

また⑵として，沿線１号通の廃止に伴い，沿線１号通と交差する都市計画道路「中央ふ頭通」と「ときわ通」との交差部も廃止となることから，それぞれの計画決定に記載されている「構造」の部分で示している，「交差箇所数」が減となるため，この「構造」の内容の変更を行うものでございます。

次に，路線の位置ですが，恐れ入りますがページが飛びまして，議案の３ページをお開き願います。

沿線１号通の「位置」と「変更箇所」 についてご説明いたします。

道路の位置はこちら中央の赤囲みの吹き出しで拡大しておりまして，沿線１号通は，黄色線でお示ししております路線で，海岸町から万代町までの区間において函館市の国道５号線と並行してＪＲ函館本線沿いに決定された路線となります。

また，沿線１号通と交差する中央ふ頭通とときわ通も黄色線で引き出しましたこのような位置に決定されております。

恐れ入りますが，１ページにお戻り願います。

１ページの中段に【２の変更理由】として記載しておりますが，今回の変更理由としまして，「都市計画決定後，長期にわたり事業が未着手の都市計画道路について，市で策定した「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき，都市計画道路の計画を見直した結果，都市計画道路３・６・６８号沿線１号通については，計画幅員が狭く，将来の道路網ネットワークに組み込まれておらず，都市計画道路としての必要性が低いことから廃止するものである。また，これに伴い，３・３・２８号中央ふ頭通および３・５・５３号ときわ通の構造，交差箇所を変更するものである。」このような理由によって変更を行うこととなったものでございます。

次に，１ページの下の段に記載しております【３．変更内容】の表となりまして，この度の「廃止および構造の変更」について，その内容を表に記載しております。

表の記載は，路線番号順となっておりますが，まず，中央ふ頭通とときわ通の構造の変更となりまして，沿線１号通が廃止となることに伴い，それぞれ，沿線１号通の交差箇所１箇所が減となるものでございます。

あと，一番下になりますが，沿線１号通は全線廃止するものでございます。

以上が，議案に記載した変更の内容となります。

次に変更の詳細な内容について，ご説明をさせて頂きます。

スクリーンをご覧頂けますでしょうか。

こちらは議案４ページにお示しした図面と同じような図面になりますが，黄色線で示した路線が沿線１号通となります。

その上に青色で示した路線，こちらが放射１号線，国道５号線となります。

これらの道路の計画決定経過でございますが，まず昭和４年に函館圏の主要幹線道路として青色の放射１号線が決定されました。

その後，戦後の都市復興を目的として放射１号線と並行した形で，黄色の沿線１号通を決定いたしました。

この当時，沿線１号通は幅員１５ｍの幅員で計画されておりまして，この道路機能としては，当時，電車道路であった放射１号線に有事などがあった際の補助機能道路としての位置付けもございましたが，その後，昭和４０年に，増加する自動車交通に対応する広幅員道路を新たに配置すべく，図で紫で示しております，八幡通，こちらを決定いたしました。

この決定により，沿線１号通の道路機能を八幡通が担うこととなったことから，沿線１号通の幅員を整備規模に合せまして１５ｍから８ｍへ縮小変更して，都市の道路網ネットワークから外したものでございます。

このような状況が現在の計画決定の内容となります。

そして，沿線１号通の整備状況ですが，延長１，８６０ｍのうち，現在までほぼ９割の区間が整備済みとなっておりまして，残り，万代町の１７０ｍの区間が長期に渡り未整備の状態であったことから，平成２１年度に市内の長期未着手である都市計画道路を全体的に見直した「函館市長期未着手都市

計画道路の見直し方針」において，沿線１号通のような小幅員の道路については，将来の道路網ネットワークに組み込まれておらず，都市計画道路としての必要性が低いことから廃止するとしたものでございます。

なお，今回の計画廃止につきましては，都市計画としての計画を廃止するもので，現に整備されている道路は今後も函館市の道路として維持管理を行い，生活道路としての機能は保持していくものでございます。

次に，沿線１号通の廃止に伴う，中央ふ頭通とときわ通の変更の内容ですが，こちらのスクリーンの方をご覧願います。

水色で囲っております箇所が，沿線１号通と中央ふ頭通・ときわ通が交差する箇所で，それぞれの交差箇所が減となるものでございます。

上の図は国道５号線から中央ふ頭に向かう道路で「中央ふ頭通」の交差箇所，こちら下の図は，ホンダカーズから万年橋小学校へ向かう道路の「ときわ通」の交差箇所となります。

この，交差位置の廃止により中央ふ頭通の平面交差箇所が２箇所だったものが１箇所へ，ときわ通が９箇所だったものが８箇所へ変更となるものでございます。

なお，こちら上の図にピンク色で囲った箇所ですが，前回，書面審議にて審議していただいた，北海道決定となる，放射１号線と沿線１号通の交差箇所の変更箇所でございます。

こちらの内容は参考としまして，議案３ページに添付させて頂いております。

以上が変更内容の詳細説明となります。

最後に，『都市計画変更手続きのスケジュール』でございますが，今回の変更手続きは，こちらのようなスクリーンにある流れで進めておりまして，まず，昨年の４月に計画区域内の地権者，関係町会，周辺住民の方々に変更の内容をご説明し，ご理解を頂いたところでございます。

その説明ののち，同じく昨年５月より，警察や道路管理者との関係機関協議を行い，今年の４月７日から２３日の１４日間の期間で，変更案の縦覧を行いましたが，縦覧者はいらっしゃらず，案に対する意見の提出もございませんでした。

そして本日の函館市都市計画審議会において本変更案の内容についてご審議いただき，ご承認を頂けましたら，その後，北海道の都市計画審議会で北海道決定の放射１号線の交差部の変更について審議を行い，これが承認となりましたら，最終的には８月上旬を予定しておりますが，本変更案にて変更決定の告示を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

以上，審議議案第１号，「函館圏都市計画道路の変更」について説明させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

ただ今，市から，函館圏都市計画道路の変更について説明がありました。

この件について，ご質問やご意見はございませんでしょうか。

（委　　員）

［異議なし］

（会長）

よろしいでしょうか。

それでは，議案１については，当審議会として付議された議案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

（委　　員）

［異議なし］

（会長）

それでは，議案１函館圏都市計画道路の変更につきましては，付議された議案のとおり可決した旨を市長に通知することといたします。

これをもちまして，本日の議案の審議を終了いたしました。

…… ３　その他 ……

（会長）

続きまして，会議次第の３番目の「その他」に入ることとします。

内容につきましては，⑴函館市都市計画審議会運営要綱の制定および函館市都市計画審議会の公開に係る要領の改定，⑵都市計画変更に係る報告となっております。

それでは，⑴函館市都市計画審議会運営要綱の制定および函館市都市計画審議会の公開に係る要領の改定についての説明をお願いいたします。

（都市計画課長）

それではその他の⑴審議会運営要綱の制定および審議会の公開に係る要領の改定についてのご説明をさせていただきます。

詳細につきましては，都市計画課金丸よりご説明申し上げます。

（都市計画課主査）

都市計画課金丸です。よろしくお願いいたします。

着席にて説明させていただきます。

議案の５ページをご覧願います。

３その他⑴函館市都市計画審議会運営要綱の制定および函館市都市計画審議会の公開に係る要領の改定について，説明いたします。

１の函館市都市計画審議会運営要綱の制定といたしまして，⑴制定目的ですが，前回，昨年の１１月に開催を予定しておりました審議会が新型コロナウィルス感染症の発生状況により，規定はございませんでしたが，特例的に書面による審議に変更いたしました。

今後におきましても，同様に審議会の出席者の安全確保が困難であり，委員を招集して審議会の会議を開催することができない状況が発生する恐れがあることから，運営要綱を制定し，審議会を適切に運営するために必要な事項を定めるため，当会議に提案させていただきたいと考えております。

次の⑵制定内容ですが，書面による調査審議の実施方法を規定しております。

内容についてご説明いたしますので，６ページの要綱（案）をご覧ください。

第１条ですが，スクリーンにありますとおり，函館市都市計画審議会条例第７条，「その他条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める」との規定に基づいた要綱として，当審議会の運営に関し必要な事項について定めると規定しております。

次に要綱第２条，書面による調査審議ですが，制定目的で申しましたとおり，第１項では，会長は出席者の安全の確保が困難であり，委員を招集して審議会の会議を開催することが出来ないと判断した場合には，書面による調査審議を行うことが出来るという規定でございます。

今回の審議会において，当要綱を承認いただければ，今後，会長の判断にて書面会議を開催することになります。

次の第２条第２項ですが，審議方法を定めております。

会長の判断により，書面審議が決定いたしましたら，７ページに添付しております様式の調査審議書と書面開催の案内，議事等必要な書類を委員に送付いたします。

次に第３項でございます。

送付した議事に対して市長に説明を求めることが出来ると定めております。

次の第４項では委員の出席についてです。

条例第５条第３項では，会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ないと定めておりますので，書面審議の場合には，先ほど申しました様式の調査審議書の返信をもって出席とし，半数以上の出席によって書面審議が成立するといたしました。

第５項では審議の終了を規定しております。

通常の審議会では，条例第５条第４項に，議事は出席された委員の過半数をもって議事を決すると規定しておりまして，議事に対しての議決を可能な限り当日行っておりますが，書面審議におきましては，委員から調査審議書が返信され，出席した委員によって表決が確認できた日を議事の決定日，書面審議の終了日といたしております。

次に第３条，書面審議の結果の報告です。

議事への回答方法と委員への結果の報告を規定しております。

議事の可否，議事に対する意見とその回答を取りまとめたものを委員に報告するとしております。

要綱の説明は以上となりますが，次に「函館市都市計画審議会の公開に係る要領」の改定といたしまして，当要綱の制定に伴い，平成１２年４月に制定いたしました当要領に書面開催についての項目を追加したいと考えております。

議案８ページと９ページに要領を添付しております。

９ページの要領第５項で，議事録の作成等という項目がございます。

ここに朱書きしております，「イ書面による調査審議を行った場合は，作成した審議結果を議事録とする」という規定を追加して，従来の審議会と同様に結果を公表したいと考えております。

議案の１０ページは公開に係る要領の新旧対照表となっております。

以上，函館市都市計画審議会運営要綱の制定および函館市都市計画審議会の公開に係る要領の改定について説明させていただきました。

（会長）

ただ今，市から説明がございましたが，この当審議会の運営に関する制定および函館市都市計画審議会の公開に係る要領の改定につきましては，函館市都市計画審議会条例第７条において「審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。」と定められておりますことから，事務局から提案のあった案により，当審議会の会長であります，わたくしが，当審議会にお諮りしたいと思います。

このことについて，ご質問やご意見はございませんでしょうか。

（委　　員）

［異議なし］

（会長）

よろしいでしょうか。

それでは，続きまして，都市計画決定・変更に係る報告についてお願いいたします。

（都市計画課長）

ご報告させていただきます。

前回，令和２年１１月２４日に書面により開催させていただきました本審議会において，ご審議いただきました都市計画駐車場の内，若松駐車場の新規決定と桟橋駐車場の廃止，それから都市計画道路の内，住吉広路の廃止，あと都市計画公園の内，住吉公園，函館公園，日吉公園，千代台公園の変更と湯川公園の廃止，および都市計画特別用途地区の内，スポーツ・レクリエーション地区，千代台地区の変更につきましては，１２月７日に決定いたしまして，同日付けで函館市告示を行っております。

報告事項は以上でございます。

なお，次回の開催は８月頃を予定しておりますので，また近くになりましたらご案内させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

それでは，「その他」について報告がありました。

⑴の都市計画審議会の実施に関する要領・要綱につきましては，（案）のとおり決定したいと思います。

そして⑵につきましては，報告があったとおりとさせていただきます。

…… ４　閉　　会 ……

（会長）

それでは，これをもちまして，令和３年第１回函館市都市計画審議会を閉会したいと思います。